

「(仮称)日置市及び鹿児島市における風力発電事業環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、日本風力エネルギー株式会社が、鹿児島県鹿児島市、薩摩川内市及び日置市において、最大で出力 30,000kW の風力発電所を設置するものであり、再生可能エネルギーの導入・普及の推進により、地球温暖化対策に資するものである。

一方、本事業の工事計画は、風力発電設備及び工事用・管理用道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の設置及び発生した残土を処分するための土捨場の造成により大規模な土地の改変が行われ、土工量が著しく多いものとなっている。

また、対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)に指定されているクマタカの複数のペアによる営巣及び繁殖や、国内希少種に指定されているヤイロチョウが確認されているが、これらの種について、繁殖への影響が大きい時期の工事の内容、時期及び期間に係る環境保全措置が検討されていない。

さらに、クマタカについては、生態系への影響の予測に当たり、地域の生態系を代表する種として「猛禽類保護の進め方(改訂版) 特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて」(平成24年12月環境省)に準拠して行動圏、高利用域及び営巣中心域を算出・推定するとしているものの、本準備書にはそれらの解析結果が示されていない。加えて、その上で、採餌環境として好適性指数が高いエリアに複数の風力発電設備等を配置する計画にも関わらず、「本事業における上位注目種への影響は小さい」と結論づけていることから、適切な予測及び評価がなされているとは言い難く、風力発電設備等及び土捨場の配置の検討が十分になされていない。

以上のことから、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、鹿児島県をはじめとした関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 工事計画の見直し

本事業の工事計画は、風力発電設備等の設置等により、大規模な土地の改変を伴うものとなっており、土工量が著しく多いものとなっている。また、改変区域のほぼ全てを切土で造成するため、発生する大量の残土の処理のために土

捨場を設置し、更に多くの土地の改変が行われる計画となっている。さらに、2.(3)に詳述するとおり、クマタカへの影響について、風力発電設備等及び土捨場の配置の検討が十分になされていない。

このため、土工量及び土地の改変を最小限に抑え、かつ環境への影響を回避又は低減したものとなるよう、風力発電設備等及び土捨場の配置、設置高、道路線形等の見直しや擁壁工等の構造物の活用等の観点から、これまでに本事業者が土量の減量について説明した内容と整合性を図りつつ、関係機関、地元自治体等と十分に協議及び調整を行った上で、専門家等からの助言を踏まえ、工事計画の見直しを行うこと。

また、沈砂池等の配置、流末処理等の濁水対策を十分に検討し、適切に環境保全措置を講ずることにより、水環境及び動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。なお、改変区域の大幅な変更がある場合には、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずること。

(3) 事後調査等

上記の措置を講ずることを前提として、事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程やその対応方針等を公開し、透明性を確保すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度を報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

(4) 累積的な影響

対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による風力発電所が稼働中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有し、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

2. 各論

(1) 騒音及び風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在しており、風力発電設備の設置予定位置から最寄りの住居との距離は約 500m と近接している。本事業の

実施により、風力発電機の稼働に伴う騒音については最大で7dBと、騒音レベルが増加する予測結果となっている。また、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測結果において、諸外国のガイドラインの参照値を複数地点において超過している。

このため、風力発電設備の稼働に伴う騒音及び風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減する観点から、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、騒音及び風車の影による生活環境への影響が生じるおそれのある住居に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施するとともに、騒音については事後調査、風車の影については環境監視を適切に実施すること。これらの結果、環境影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 土地の改変による影響

対象事業実施区域及びその周辺には、河川、沢筋、上水道等の取水地点及び森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された水源かん養保安林が存在している。また、本事業の工事計画は、風力発電設備等の設置等により大規模な土地の改変が行われるものとなっていることから、森林の伐採及び土砂の崩落や流出による水環境及び動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。

このため、関係機関、地元自治体等と十分に協議及び調整を行った上で、専門家等からの助言を踏まえ、土地の改変に伴う水環境及び動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類及び生態系に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づく国内希少種に指定されているクマタカの複数のペアによる営巣及び繁殖や、国内希少種に指定されているヤイロチョウが確認されているが、これらの種の繁殖への影響が大きい時期の工事の内容、時期及び期間に係る環境保全措置が検討されていない。

また、本準備書において、クマタカについては、生態系への影響を予測するに当たっての上位注目種として「猛禽類保護の進め方（改訂版）特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて」（平成24年12月環境省）に基づき、行動圏の解析を行った上で、営巣環境と採餌環境に着目し、クマタカの生育環境の質を定量的に予測することで、本事業の生態系への影響評価・総合考察としている。しかしながら、本準備書にはそれらの解析結果が示されていない上に、推定された採餌環境として好適性指数が高いエリアに複数の風力発電設備等を配置する計画にも関わらず、「本事業における上位注目種への影響は小さい」と結論づけていることから、適切な予測及び評価がなされているとは言い難く、風力発電設備等及び土捨場の配置の検討が十分になされていない。

さらに、対象事業実施区域及びその周辺において、アカハラダカ、ハヤブサ、

サシバ等の渡りの飛翔が確認されている。

このため、本事業の実施による重要な鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア クマタカのペアごとに、行動圏を設定した後に、高利用域や高利用域内の好適採食地等の行動圏の内部構造及び営巣適地の解析等を改めて実施し、生態系に係る専門家の助言を踏まえ、高利用域内の好適採食地の改変を回避又は極力低減するとともに、営巣地と高利用域内の好適採食地の間の主要な飛行ルート上への風力発電設備の設置を極力回避すること。

イ クマタカの営巣中心域における騒音を伴う簡易な作業、高利用域における風車敷、道路等の建設、大規模な森林伐採や土捨場での残土処分等の営巣期の工事を回避するよう検討を行うこと。また、工事の実施に当たっては、既存の知見及び専門家の助言等を踏まえ、工事の内容、時期及び期間に係る環境保全措置を講ずること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺において、クマタカ及びヤイロチョウが確認されていることから、風力発電設備等の工事を実施する際には、専門家等の助言を踏まえ、繁殖期の工事の内容、時期及び期間に係る環境保全措置を適切に実施すること。

エ 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無、渡り鳥の移動経路等に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、衝突や移動の阻害等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置や渡り鳥の衝突のおそれが高い季節及び時間帯の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

オ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

本事業の改変区域には、森林法に基づき指定された保健保安林が分布し、これらの土地の改変に伴う森林の伐採により、八重山自然遊歩道に影響を及ぼすおそれがある。

このため、引き続き当該遊歩道の利用状況の把握に努めるとともに、評価書作成までに、関係機関、地元自治体等と十分に協議及び調整を行った上で、保健保安林の機能を極力維持するよう、風力発電設備等の配置又は環境保全措置

を検討することにより、人と自然との触れ合いの活動の場への影響を回避又は極力低減すること。

(5) 残土

本事業は風力発電設備等の設置に伴い発生する多量の残土について、対象事業実施区域内に設置する土捨場において処分する計画となっている。

このため、1.(2)に記載した工事計画の見直しを行うとともに、風力発電設備等の設置に関する工法の工夫等により、残土の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する残土については、有効利用を図ることを最優先に検討すること。